

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

令和8年2月定例会  
(2026年)

# 予算常任委員会記録

会議日 3月17日(火)  
(総括質疑、討論・採決)

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○日 時

令和8年(2026年)3月17日(火)

開会 午前10時36分 閉会 午後3時9分

○場 所

議 場

○出席委員

委 員 長	井 上 真 佐 美	副 委 員 長	高 村 将 敏
委 員	益 田 洋 平	委 員	梶 川 文 代
委 員	五 十 川 有 香	委 員	西 岡 友 和
委 員	久 保 直 子	委 員	後 藤 恭 平
委 員	中 西 勇 太	委 員	玉 井 美 樹 子
委 員	山 根 建 人	委 員	後 藤 久 美 子
委 員	川 田 尚	委 員	江 口 礼 四 郎
委 員	浜 川 剛	委 員	野 田 泰 弘
委 員	竹 村 博 之	委 員	塩 見 み ゆ き
委 員	柿 原 真 生	委 員	清 水 亮 佑
委 員	今 西 洋 治	委 員	林 恭 広
委 員	澤 田 直 己	委 員	白 石 透
委 員	有 澤 由 真	委 員	小 北 一 美
委 員	橋 本 潤	委 員	乾 詮
委 員	井 口 直 美	委 員	泉 井 智 弘
委 員	藤 木 栄 亮		

○欠席委員

な し

○説明のため出席した者

市 長	後 藤 圭 二	副 市 長	春 藤 尚 久
副 市 長	辰 谷 義 明	教 育 長	大 江 慶 博
[総務部]		部 長	山 下 栄 治
危機管理監	岡 田 貴 樹		
[行政経営部]			
部 長	今 峰 み ち の		

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

[税務部]

部 長 中 村 大 介

[市民部]

部 長 大 山 達 也

[都市魅力部]

部 長 脇 寺 一 郎

[児童部]

部 長 道 場 久 明 課(育成課)次長 北 澤 直 子

[福祉部]

部 長 梅 森 徳 晃

[健康医療部]

部 長 岡 松 道 哉 保健所長 松 林 恵 介

[環境部]

部 長 道 澤 宏 行

[都市計画部]

部 長 清 水 康 司 理事(公共施設整備担当) 伊 藤 登

[土木部]

部 長 真 壁 賢 治 理事(地域整備担当) 梶 崎 浩 明

[下水道部]

部 長 愛 甲 栄 作

[会計室]

会計管理者 伊 藤 さ お り

[消防本部]

消 防 長 山 田 武 史

[水道部]

水道事業管理者職務代理者  
部 長 原 田 有 紀

[学校教育部]

部 長 井 田 一 雄 教 育 監 植 田 聡

[地域教育部]

部 長 二 宮 清 之

○議会事務局出席職員

局 長 岡 本 太 郎 参 事 守 田 祐 介  
参 事 東 貴 一 主 幹 辻 本 征 志

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

主	査	新	宮	航	平	主	任	角	田	詩	織
主	任	藤	井	勇	気	書	記	古	川	輝	

○付議事件

議案第19号	令和8年度吹田市一般会計予算
議案第20号	令和8年度吹田市国民健康保険特別会計予算
議案第21号	令和8年度吹田市部落有財産特別会計予算
議案第22号	令和8年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算
議案第23号	令和8年度吹田市介護保険特別会計予算
議案第24号	令和8年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算
議案第25号	令和8年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算
議案第26号	令和8年度吹田市病院事業債管理特別会計予算
議案第27号	令和8年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
議案第28号	令和8年度吹田市水道事業会計予算
議案第29号	令和8年度吹田市下水道事業会計予算
議案第31号	令和7年度吹田市一般会計補正予算（第9号）
議案第32号	令和7年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第33号	令和7年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第2号）
議案第34号	令和7年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第3号）
議案第35号	令和7年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第36号	令和7年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第2号）
議案第37号	令和7年度吹田市水道事業会計補正予算（第2号）
議案第38号	令和7年度吹田市下水道事業会計補正予算（第2号）

（署名又は押印）委員長

---

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

(午前10時36分 開会)

○井上真佐美委員長 ただいまから、予算常任委員会を再開し、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

○井上真佐美委員長 議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算から議案第29号 令和8年度吹田市下水道事業会計予算まで及び議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算(第9号)から議案第38号 令和7年度吹田市下水道事業会計補正予算(第2号)までを一括議題とします。

初めに、議案第19号について、理事者から、原案の一部を修正したい旨の申出がありますので、ただいまから説明を受けることにします。

○春藤尚久副市長 議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算の原案の一部修正について御説明を申し上げます。

本件につきましては、予算常任委員会文教市民分科会での御意見、御指摘を踏まえ、消費生活センター及びパスポートセンターが共用で使用するさくすく3番館506号室の賃借料等について、地方自治法の規定に基づき、目的に従った歳出に区分することが適切であると判断し、占用面積の割合に応じて案分するよう積算の見直しを行いますことから、関係する予算の修正をお願いするものでございます。

当該部屋の使用に伴う歳出予算につきまして、パスポートセンターと73対27の比率で案分することとし、これまでは消費生活センターで一括して193万2,000円を計上しておりましたところ、消費生活センターについては52万2,000円を減額し、パスポートセンターについては同額を追加するものでございます。

また、あわせて、令和7年度分の当該支出につきまして、歳出科目の更正を行うことといたします。

それでは、原案修正表につきまして御説明を申し上げます。

2ページ、3ページをお願いいたします。

議案書9ページの欄、原案の第1表 歳入歳出予算の歳出の表のうち、第2款 総務費、第1項 総務管理費の行で、金額の列、144億6,015万3,000円

とありますものを144億5,963万1,000円に、第3項 戸籍住民登録費の行で、金額の列、14億7,918万7,000円とありますものを14億7,970万9,000円に、それぞれ修正をお願いするものでございます。

次の議案書118ページ及び119ページの欄、歳入歳出予算事項別明細書以降につきましては、原案修正表のとおりでございます。

以上、よろしく御了承賜りますようお願いを申し上げます。

○井上真佐美委員長 説明が終わりました。

質問を受けることにします。

○梶川文代委員 市民と歩む議員の会、梶川文代です。

今御提案がありました原案修正案について御質問申し上げます。

まず、この案が発覚したのは、文教市民分科会であるんですけれども、実はその前に先駆けて、私が現場を見に行ったときに、506号室がパスポートセンターの方も休憩として、消費生活センターと共用で使っているということを確認をしておったんですが、公共施設最適化推進委員会で提出されていた資料を見ると、賃貸に係る費用、管理費等全て消費生活センターにかかっており、パスポートセンターには計上されていなかった。それが分かったので、分科会の中でそれを指摘させていただきました。それが最初の発覚。

だから、それについて、やはり誤っているものはきちっと正すべきだということを申し上げましたところ、その後の担当部長の御答弁で、実は平成30年度のときからこの状態だったと。平成30年度の新年度予算の際に、506号室を借りるようにする、賃借を開始すると。そのときに議会に出された参考資料では、やはりパスポートセンター事務スペースがこの506号室にあるというのを明記したものを参考資料として提示をして、平成30年度に認めてもらっていたと。だから、これまで認めてもらっていたのだから、もう今回も修正もせず、このままをお願いをしたいといった御答弁で、それに対して、やはりこのままでは駄目だと、正直、誤りが分かったときにはしっかりと訂正するのが大人のやることだと、そういうところで、実は分科会での質疑が止まって

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

います。いわゆるオンタイムはそこまでです。

オンタイムはそこまでですから、そこからの状況について、きちっと市民部長のほうからも御説明をいただきたいと思います。

また、その間に対してどのような形の対応を考えていたのか、その辺りについてもしっかりとお聞かせをいただきたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。

**○大山達也市民部長** ただいまの委員からの質問につきまして市民部より御答弁申し上げます。

まず、分科会でのやり取りにつきましては、今委員おっしゃったとおりの経過でございました。私のほうで分科会では、原案どおり御承認いただきたいという答弁をさせていただきましたが、その後、分科会が閉じた後に、正副委員長より、分科会の状況についての御報告をいただきました。その中で分科会の総意というものはございませんが、各委員の中には、一旦今回のパスポートセンターの拡充及び消費生活センターの移転について取り下げはどうかという御意見があったことや、市のほうで何も対応しないと予算の審議にも影響するというところをおっしゃった委員もいらっしゃったということをお聞きしております。

その後、市民部としましては、このまま分科会で原案どおりといったことで押し通すのではなく、御指摘いただいた点について修正すべきかどうかということ再度検討いたしましたところ、地方自治法上は歳出予算はその目的に従って款あるいは項に区分しなければならぬという規定がございます。法律には具体的なケースが示されているわけではもちろんございませんが、本件の場合、目的の違う両センターが一つの部屋で共用して使用しているという実情がございます。そうしますと、それぞれの占有面積の割合というのがおのずから出ることができますので、この事業に限っては面積の案分に応じて事業費を算出することがやはり適切ではないかというところに至ったものでございます。その結果、本日の修正案の提案ということをお願いすることになったものでございます。

かねてより面積案分ができていなかったこと、ま

た、今回の修正案に至ったこと、さらに修正案の作成に時間を要しましたことにつきましては誠に申し訳なく思っております。謹んでおわびを申し上げます。

**○梶川文代委員** 再質問いたします。

今、大山部長がおっしゃった修正案、これが我々の手元にガルーンで配信されたのが昨晩の21時36分です。だから、実際、この原案修正の内容を知り得ることができたのは、私、夕べ見ていなかったんで、今朝でした。

ただ、その今朝の今朝まで全く何も説明もなく、示されていなかった。とにかくいきなりこういう修正をするといったものでありますけど、ただ、この間、どれぐらいというようなことを聞いてみたんですけど、随分時間がかかっていたということも今おっしゃいましたけれども、ただ、本来であれば、これはやはり分科会のほうから意見として出たことに対して、まずは分科会にお返しいただくのが、基本筋ではないのかなと思ったりもいたします。

私が言い出しっぺみたいなどころにはなるんですけども、それであっても、もう今朝知るような状態になっているということについては全くもって遺憾でなりません。やはり、また、平成30年度からこの状態であったということに対して、我々議会も気づかんかったから悪いんちゃうのというようなことを言われてるようになってしまうようなものであったんです、分科会の中でも。ただ、やはり私たちとしては、パスポートセンターと消費生活センターを共用するというような、こういう図面的な参考資料も当時出していただいていたからには、当然されているものと思っていた。だから、それに対して今日までこのような状態になったというのは、私も公共施設最適化推進委員会で見られた資料を見るまで違和感を感じませんでした。

そのような状態であるということについて、担当副市長からも御答弁を頂戴したいと思います。

私たち議員としてもきちっと現場も見たからこういうことになったんですけど、そういう機会が平成30年度からここまでの間にあったかといったら、ないんですよ。本当、公共施設最適化推進委員会の

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

資料を見いひんかったら、私もそういうふう現場確認するような行動に移すことはなかったんですけども、そういうことに対して、市としての誤りであったりとか、市としてやはりこうすべきであったりとかいうようなお考えとかはないのでしょうか。お答えください。

○**大山達也市民部長** まずは担当の市民部より御答弁申し上げます。

本件につきましてはパスポートセンター開設当初の平成30年度からこの状態が始まっており、現在に至っているものです。その原因につきましては、今となってはもう推測の域を出ないんですけども、同じ部屋を二つの事業目的で賃借するに当たりまして物件の契約自体は1本でありますことから、消費生活センターの担当所管とパスポートセンターの担当所管が別々の所管でございますことから、より占有面積の大きい消費生活センターに予算を計上したものであるというふうにご存じます。

このようなケースというのは非常にまれなケースでございます。当時、そこまでの面積案分という考えが出てこなかったということかなというふうに思っておりますが、今後、このようなことがないように十分注意をしていくというふうにご存じますので、その点、御了承いただけましたらと考えております。

○**春藤尚久副市長** 今回の件については当時から主たるところで予算計上をするということではないのかということ、市民部のほうで認識をしておりまして、それでずっとやってこさせていたというところでご存じですけど、分科会での質疑の報告を受ける中で、より適切に判断すべきじゃないかという御意見、御指摘があるのならば、それに従って真摯な対応をすべきであろうという判断をさせていただいたものでございます。

このようなことについては、今後も同じ考えで、より適切な予算となるように取り組んでまいりたいと考えております。

○**梶川文代委員** 今回の副市長の御答弁で、主たるところに全額を計上するのが平成30年度の基本だったという御答弁だったんですが、今もまだ同じような

状況になっているところがあるんじゃないかなど。賃借料とかのものだけではなく、光熱水費であったり、ほかにもあるかと思うんですけど、そういったものも、一旦、この際、きちっと確認もして整理もするべきだと、今の御答弁聞いていて思いました。

ほんで、申し訳ないですけど、私たちも体一つですから、全部の施設を今回のようにチェックして見て回るようなわけにはいきませんので、その辺りは全庁挙げてしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。これは御答弁ください。

あと、大山部長からは御丁寧なお言葉というか、謝っていただいたのかなとは思ってんですけども、やはりこれは私たち議員ではなく、市民の皆様にもしっかりと、このようなことであったことについては、しっかりとおわびをするべきである、我々議会としてもおわびするべきであると思っております。その点について、再度副市長の御答弁を求めます。

○**今峰みちの行政経営部長** 行政経営部から御答弁申し上げます。

ほかにこうした事態があるのならば、この機に確認をすべきではないかというような御指摘かと存じます。

同様な事案がということであると、賃借の件では今回把握している限りでは、ないというふうな認識でございますけれども、地方自治法の趣旨に沿った、より適切な予算編成にということにつきましては、今後とも十分に留意してまいりたいと考えております。

○**春藤尚久副市長** 先ほど御指摘いただいた件については、私も同様の疑問を持ちましたので、行政経営部に確認をするように指示をしたところでございます。

この間、確認したところ同様の内容のものはないという報告を受けましたので、ほかの件については正しく予算積算されてるんだろうと考えておりますけれども、今後もこのようなことがないように取り組んでまいりたいと考えております。

○**井上真佐美委員長** ほかに質問はありませんか。

(発言なし)

なければ、以上で質疑は終了します。

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

ただいま理事者から説明のありました原案の一部修正について、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第19号の原案の一部修正については許可されました。



○井上真佐美委員長 それでは、これより総括質疑を行います。

発言者が複数となる会派については、最初に発言する委員を委員長が指名した際に、発言者全員が質問席等に移動していただきますようお願いいたします。

なお、大阪維新の会の総括質疑に関しては理事会で確認したとおり、井口委員が退席されるため、代わりに川田委員が発言されますので、よろしく願います。

それでは、通告順位により順次発言を願います。

○川田 尚委員 大阪維新の会の川田でございます。それでは総括質疑をさせていただきます。

吹田市開発ビル株式会社に関する件について、先の建設環境分科会で数点お聞きいたしました。さらに本委員会でもお伺いさせていただきます。

開発ビルでは、取締役として、現在、2名の元本市職員が65歳を超えて就任されています。本市が定める外郭団体のあり方に関する指針では、65歳を超えて就任させる場合は、本市に報告をすることになっていますので、さきの分科会でお聞きしたところ、開発ビルからは、当該の取締役2名は行政で培った専門的な知識を有しており、さらに、本市とのパイプ役を担えとの報告があったと御答弁がありました。

そこで以下、市長にお伺いさせていただきます。

開発ビルの主な事業内容は、吹田さんくす及びメロードの賃貸管理、駐車場の管理運営などがありますが、元本市職員である取締役のどのような専門的知見が役に立っているとお考えでしょうか。お答えください。

また、本市とのパイプでしたら、同社の社長は辰谷副市長でございます。これ以上ない十分なパイ

プと思いますが、いかがでしょうか。本市としてどのように御認識しているのかもお聞かせください。

○清水康司都市計画部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

吹田市開発ビル株式会社に現在、取締役として就任している元市職員は公募によって採用されています。これまで取締役として、行政で培われた様々な知見や経験を生かし、テナント関係者や銀行団、団地管理組合法人、地域の関係団体などの円滑な協議、調整を図り、信頼関係の構築と同社の運営に尽力されてきたものと考えております。同社の社長は常時勤務されていないことから、定例の役員協議の場において相談や協議が行われ、会社法や定款等に基づく運営がなされているものと認識しています。

○後藤圭二市長 同社の取締役の適任性につきまして御質問いただきました。

それにつきましては担当からのただいまの御答弁のとおり、経験や見識を備え、適切な判断の下、組織運営ができる人材、それが望ましいと認識をしております。

○川田 尚委員 続いて、開発ビルの取締役選任についてお伺いさせていただきます。

そもそも取締役選任の過程はどのようになっているのでしょうか。分科会でお聞きした範囲では、明確なお答えをいただけませんでした。指名委員会等が推薦する形なのか、代表取締役社長が選任しているのか、あるいは株主提案なのか。本市は同社の株主の立場です。選任にも一定の関与があると考えますが、お聞かせください。

○清水康司都市計画部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

吹田市開発ビル株式会社におきましては、取締役会で取締役候補者を決定し、会社法施行規則第74条に基づき作成された取締役の選任に関する議案が株主総会に提出され、株主総会での決議を経て選任されております。

なお、取締役候補者の選任プロセスについては、本市として承知しておりません。

○後藤圭二市長 御質問の取締役の選任過程につきましては、ただいま担当からの御答弁のとおり、株主

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

総会で決議をされるということ、そのプロセスを経ているということでございます。

○川田 尚委員 それでは、本市の株主としての役割をお聞きいたします。

本市は同社の筆頭株主です。株主総会等において、本市は同社に対して何らかの意見や提案について提示したことがあるのかと分科会でお伺いしたところ、業務の内容や日程などについては確認したことがあるとの御答弁でしたが、いささか弱いのではないのでしょうか。公金を使って出資している以上、同社の経営状況を厳しく見る必要があるほか、さらには、長年懸案となっているJR吹田駅前の再々整備について、より積極的に区分所有者や関係者、周辺地域への合意形成、機運の醸成に努めるべきだと促していく必要があると考えますが、その点についてお聞かせください。

○清水康司都市計画部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

第49期定時株主総会においては、株主として吹田市開発ビル株式会社の経営状況を確認する観点から、空き床の状況と次期に予定している改修や補修について質問をいたしました。

また、毎年、外郭団体活動状況評価シートや議会に提出するための経営状況を説明する書類を作成する過程で協議などを行っており、令和6年度（2024年度）監査結果報告書が公表された際にも、監査委員から頂いた御意見について、同社と意見交換を実施しております。

今後も引き続き、適宜、協議や意見交換を行ってまいります。

次に、吹田さんくすにつきましては、現在、団地管理組合法人が吹田さんくすの現状と今後に向けた検討会を開催し、建物の今後の方向性について議論が始まっています。この検討会は吹田市開発ビル株式会社が事務局を担っており、引き続き、同社と連携を図るとともに、必要な助言や支援を行ってまいります。

○後藤圭二市長 開発ビル株式会社につきまして、市としての株主責任につきましては、ただいま担当から詳細に御説明をさせていただいたとおりでございます。

ます。

公金を出資している株主としての責任を果たすべく、引き続き同社に促してまいります。

○川田 尚委員 いささか弱いのかなとは思っておりますが、続けて質問させていただきます。

開発ビルの代表取締役社長である辰谷副市長の責任についてお伺いさせていただきます。

副市長は、同社のいわゆるお飾り社長ではないと思っています。前職を含め、特に都市整備の分野においては、本市の職員、特別職の中でも、豊富な知見をお持ちだと十分認識しております。

これまで本委員会等において、我々議員側からJR吹田駅前の再々整備を前に進めるよう意見や提案がなされていますが、一向に進む気配がありません。これは残念ながら最大地権者でもある開発ビルの動きが鈍いことも要因の一つとは考えられないでしょうか。

そこでお聞きいたしますが、現在の状況を踏まえ、社長あるいは役員の一部入替え等を同社へ提案することも重要と考えますが、いかがでしょうか。

開発ビルの設立目的の一つに、本市の商業の発展に貢献するとの文言もあります。役員には、それを遂行する結果責任があるはずですが。

昨年11月現在で、同社発行済株式の41%を保有し、筆頭株主である本市はそれが可能であります。市長のお考えをお聞かせください。

○清水康司都市計画部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

副市長が吹田市開発ビル株式会社代表取締役社長への就任以降、同社においては、財務体質の改善や、吹田さんくすの老朽化への対応、JR吹田駅南口周辺のまちづくりなど本市との連携の下、取り組まれてきました。

特に、建物の今後の方向性については、地権者による議論の活性化を促すため、団地管理組合法人吹田さんくすにおいて、将来見込まれる修繕工事及び改修工事の費用の算定を行い、吹田さんくすの維持管理に関する課題の見える化に取り組んでおり、現在、吹田さんくすの現状と今後に向けた検討会を開催し、議論が始まっています。

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

こうした取組により、JR吹田駅南口周辺のまちづくりについての議論が深まり、地区のより具体的な将来像の共有につながっていくものと期待しています。

次に、同社の常勤の役員につきましては、取締役の責務において同社の運営に当たっているものと考えています。

また、元市職員の役員就任については、外郭団体のあり方に関する指針にその考えが示されていることから、株式会社である同社の自主性を尊重しつつ、公正性や透明性を高め、健全な事業運営、経営となるよう、引き続き助言、指導等を行ってまいります。

○後藤圭二市長 JR吹田駅前の再整備が進まないのは、多くの地権者の思いが一つになっていない、同じ意向を共有できていないということが最大の課題であり、これまで開発ビル株式会社は、様々に合意に向けた困難な調整、促進に当たっておられると認識をしております。

ただ、御提案のとおり、体制を新しくすることも経営改革の一つとして検討の余地があるものと考えます。

○川田 尚委員 市長、ありがとうございます。もう一度確認させていただきたいんですが、端的で結構でございます。本市は同社の筆頭株主であります。責任は重々承知しているんですが、市長として、公金を出資しての株主である以上、同社において責任があるというお考えでよろしかったでしょうか。再度お聞かせいただきたいと思えます。

○後藤圭二市長 当然、筆頭株主としての責任を持っております。ただ、その責任の範囲というのは、行政としての責任、それから筆頭株主としての責任、これは全く一致するものではありません。しっかりと責任を果たしてまいりたいと存じます。

○乾 詮委員 大阪維新の会、乾 詮です。総括質疑において質問をさせていただきます。

財政総務分科会で資料を要求し、歳入予算の諸収入、雑入について質問をいたしました。質問の趣旨としては、他団体や他会計からの一般会計の負担金が適正に予算化されているのか。一般会計の歳入確保として、雑入について十分な見込みが立てられて

いるのかを見極めるためのものでありました。

そこで総括質疑においてお聞きします。

歳入確保について、諸収入の雑入では、予算計上にどのような努力をしておられるのかお聞きします。一例を挙げて具体的にお聞きしたいと思います。

分科会資料には残骨灰の有価物売却金の歳入1,140万8,000円とあります。この歳入の内容を御説明ください。

○道澤宏行環境部長 残骨灰の有価物売却につきましては、やすらぎ苑において、火葬に伴い発生する残骨灰を指定管理者が集積、精錬し、そのうち、金、銀、プラチナの売却金を年度末に市に納付するものでございます。

○乾 詮委員 お隣の豊中市では残骨灰については、事業者が灰の中から貴金属を抽出し、それを市に納め、その納められた貴金属を市は売却して歳入を得ているとのことですが。

最近金は金の価格が高騰し、金1gが2万8,000円を上回る状況です。また、本市では、抽出する貴金属として扱われていないパラジウムも抽出し、換金しておられます。

このような他市の事例を参考にして、より一層の歳入確保に努められることを求めますが、いかがでしょうか。

豊中市と人口や火葬場の規模もさほど差はないように思います。豊中市の手法を取り入れれば、令和8年度予算の数倍の歳入を見込めると思いますが、御答弁を求めます。

○道澤宏行環境部長 昨今、残骨灰の売却についての検討や実施をする自治体も増え、その手法も様々ではございますが、御提案のパラジウムの売却も含め、指定管理者に係る経費や必要となる設備、資機材と得られる利益を勘案の上、歳入確保につながる方策につきまして、豊中市をはじめ、他市事例の情報収集や調査を行ってまいります。

○乾 詮委員 ぜひ調査、研究の上、しっかりとした歳入、残骨灰から抽出される貴金属についての換金方法についても具体的に検討していただきたいと思えます。

本市が抽出対象としていないパラジウム、昨日の、

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

価格の相場を調べましたら、9,000円を超えるような額となっております。最近の貴金属等の高騰、金、プラチナ、そしてパラジウムと高騰している中での換金方法を検討することで、より一層の歳入確保ができるのではないかと考えます。

また、この本会議でも質問させていただき、これまでからも財源の件については、様々な面におきまして財源の確保の仕方、財政調整基金による多額の財源補填はある中で、しっかりとした歳入の確保の努力をしておられるのかということ、これについてまだまだ不十分ではないかというのが今回の一例を挙げての質問とさせていただきます。

ぜひとも、歳入確保について、より一層努めていただき、そして、これまで指摘しております財政調整基金による多額の財源補填、そして補正予算による減額を行わなければ、当初予算に財源補填ができないというようなこの状況下におきましても、全ての理事者におきまして、歳入確保に努めていただきますようお願いをしておきます。

以上で質問を終わります。

○林 恭広委員 大阪維新の会、林 恭広です。では、J R吹田駅南側における保育所配置計画について総括質疑をさせていただきます。

市長にお尋ねいたします。J R吹田駅南立体駐車場跡地について地元商店街の代表であり、地元まちづくり協議会の代表でもある方のお名前で、3月3日、議長宛てに提出された要望書の中に、当該土地については遠くない未来において、商店街の建て替え事業の際の種地として活用できる用地であり、30年間定期借地になれば、後々不自由なことになると考えますという記述があることを御承知でしょうか。長年この地に携わり、まちの育成を案じている地域代表の方々のこの御指摘について、市長は御認識されておられるでしょうか。

○脇寺一郎都市魅力部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

当該地の利活用につきましては、本年2月18日付で、NPO法人J R吹田駅周辺まちづくり協議会などから、保育所設置を求める要望書の提出がございました。当該協議会は、J R吹田駅周辺の商店街や

市民団体など計16団体で構成されております。御指摘の要望書は、同協議会の一部構成団体から提出されたものであり、本市といたしましては、2月にお受けした要望書は、先ほどの一部構成団体も含め、協議会内で全員賛同を得た上で掲示されたことを確認しております。

また、当該地につきましては、同協議会へ貸付けを行う際、暫定的な利用と並行して、本市の補助制度を利用し、様々な活用実験や駐車場の実態調査の実施、将来的な利活用の在り方の検討をお願いしてまいりました。しかしながら、その後、周辺商店街から商店街活性化策として、当該地の活用の申出を同協議会の判断により見送った事例もあり、幅広い活用には至っておりません。

このため、改めて令和4年（2022年）に、本年3月を期限に、当該地の中・長期的な利活用の在り方についてお示しいただくようお願いしておりますが、こうした中で、保育所設置を求める要望書が提出されましたことから、中・長期的な視点において、保育所設置に御賛同いただけたものと受け止めております。

なお、当該地につきましては、本市として、いわゆる種地として位置づけているものではなく、また、これまでまちづくり協議会から、種地として活用したい旨の報告も受けておりません。

○後藤圭二市長 担当から詳細に御答弁をさせていただきました。私も認識をしております。

このような御意見も含め、様々な御提案、御要望など、これまで地域の御意見に耳を傾けてまいったところでございます。当該御意見もその一つとして受け取らせていただきます。

○林 恭広委員 御答弁にありました2月18日付で、J R吹田駅周辺まちづくり協議会などから提出されたJ R吹田駅南立体駐車場跡地を活用した私立保育所誘致による商店街活性化等、子育て支援強化並びに商店街利用者の安全対策に関する陳情が、今、部長のおっしゃっていただいた単なる保育所施設設置を求める要望書だったという点については理解をいたしますが、次の質問に移ります。

現在、児童部が予定している保育園配置計画は、

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

将来の周辺商店街の整備を見据えたとき、その実現を妨げる不自由な状態を自ら30年間固定化するものではないでしょうか。我が会派は本市が抱える現下の保育ニーズへの対応については反対するものではないですが、JR吹田駅南側周辺商店街の整備は本市の活性化の鍵であると考えます。そのための最重要の種地を保育園用地として30年間長期固定してしまうことは、本市のまちづくり方針としてあまりに近視眼的であり、将来の選択肢を自ら潰す行為にほかなり得ないと考えます。この点を踏まえ、都市計画部及び副市長、両副市長の御答弁を求めます。

○道場久明児童部長 まずは児童部から答弁申し上げます。

当該跡地につきましては、その立地特性上、将来にわたって効果的に地域の保育需要に対応でき、安定的に地域の児童福祉施策を提供できるものと認識しております。

また、保育所を利用する子育て世帯の通園により、長年にわたって周辺商店街に新たな人流を生む効果も期待できるものと考えております。

○清水康司都市計画部長 次に、都市計画部から御答弁申し上げます。当該用地は、都市計画マスタープランの一部である立地適正化計画の居住誘導区域内に位置し、施策の一つとして、子育てしやすい環境の整備が示されていることから、保育所の誘致は、同計画に整合するものと考えており、都市計画マスタープランが示すまちづくりの方向性に沿ったものと考えております。

○辰谷義明副市長 ただいまの担当からの答弁のとおり、当該保育所の誘致については、都市計画マスタープランが示す方向性に沿ったものと考えております。

○春藤尚久副市長 ただいま担当より答弁させていただいたように、当該地域では、待機児童が発生している状況にあり、今後の地域の保育ニーズも踏まえ、速やかに保育所整備が必要であると判断したものでございます。

商店街の皆様にも御理解いただけるように、今後とも丁寧な説明に努めるとともに、商店街の活性化にも寄与できるよう取り組んでまいりたいと考えて

おります。

○林 恭広委員 では、今回の土地活用は、保育所を取りあえず置く場所ではなく、商店街の将来の建て替えを前提とした対応が必要なはずで、住民の皆様との信頼関係を維持し、将来の周辺商店街の整備を確実に進めるためにも、一旦この計画を見直すことも視野に、住民の方々と商店街の未来と保育ニーズをどう両立させるのかという根本的な再協議を行うべきではないでしょうか。市長の御答弁を求めます。

○道場久明児童部長 まずは担当から答弁申し上げます。

今回提案しております保育所整備につきましては当該跡地が駅前の商業集積地であり、園児や保護者、施設運営関係者等にとって利便性が高く、また、将来にわたって継続的に保育を提供できる点などを踏まえ、市として最適な公有地の資産活用であると認識しているところでございます。

今後につきましては関係部局とも連携し、当該地域における関係者の御意見を伺いながら、丁寧な説明を尽くし、行政の責任を果たせるよう努めてまいりたいと考えております。

○後藤圭二市長 まさに御質問での御指摘のとおり、商店街の未来を商業者としてどう考えるのかという課題があり、これまで長期にわたり協議会において意見交換を重ねてきたところでございます。

現時点におきまして、JR吹田駅周辺における明確な将来像をイメージするに至っておりませんが、子供を産み育てる環境をどう整えるか、これはまさに行政の責任です。この責任を果たすという意味で、地域、社会、市民のニーズにお応えするための最適な計画として御提示をさせていただいたところでございます。

○山根建人委員 日本共産党の総括質疑を行います。

まず、パスポートセンターの拡充と消費生活センターの移転についてお伺いをいたします。

予算常任委員会文教市民分科会の審議において、さんくす3番館5階の一室を消費生活センターとパスポートセンターが案分して現在使用されており、その費用は消費生活センターの予算から出されてい

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

ることが明らかになりました。こうした予算上の処理は、平成30年度、先ほどの質問もありましたけれども、パスポートセンターが現在の場所に設置されたときから行われており、市民部も適切でない認め、当初予算を修正して、本日の予算委員会に再提案するに至りました。

しかし、消費生活センター条例では、センター設置住所はさんくす3番館2階の位置しか示されておらず、相談室として利用していたにもかかわらず、5階の場所を明記していなくてもよいのかなども疑問が残るところであります。

今回の予算修正について分科会での御意見、御指摘により、いただいた内容を踏まえ、地方自治法の規定に基づき、目的に従った歳出に区分することが適切と判断したと副市長が説明をされました。

こういうことであり、地方自治法上の適切な予算処理であると、こういうふうには思いますけれども、パスポートセンターの狭隘や消費生活センター設置場所の妥当性などが議論になっていたことから、本予算の今までの議論にも影響することです。

これらは市の予算編成や執行に対する信用性や、審議において、行政と議会との信頼関係にも関わることであり、今回の経緯や原因、他に同様の事例はないのかなどを調査し、報告をしてもらい、そして、議会との信頼関係構築を図ることが必要なのではないのでしょうか。副市長の答弁を求めます。

**○大山達也市民部長** まず、市民部より、平成30年度（2018年度）以降、さんくす3番館506号室の賃借料等を消費生活センターで一括して予算計上し、執行してきた経緯とその原因についてお答えいたします。

パスポートセンターの開設当初から現在まで同様の取扱いが続いており、その原因は明確ではありませんが、当該部屋の占有面積が大きいこと、使用頻度が高いことから、消費生活センター側に予算を計上していたものと推察しております。これまで面積案分が行われず、今回修正をお願いするに至ったことは誠に申し訳なく、この場をお借りしておわび申し上げます。

**○今峰みちの行政経営部長** 続きまして、行政経営部

からも御答弁申し上げます。

本件のように、賃借している貸室を複数の事業目的で共用し、その賃料等を一方の事業側だけで負担しているといった例につきましては、把握しております限り、この件のほかにはないとの認識でございます。

**○春藤尚久副市長** 分科会での御意見、御指摘も踏まえ、先ほど予算の修正を提案させていただいたところでございます。今後とも適切な予算編成に努めてまいりたいと考えております。

**○山根建人委員** ほかではないということなんですね。これはかなり異例のことだというふうにも思います。

11月の公共施設最適化推進委員会で、消費生活センター移転とパスポートセンターの拡充について議論をされております。議事録を読ませていただきました。このとき、提出された資料にも、5階のこの506号室でしたかね、諸室は消費生活センターとしてしか記されておられません。不正確な資料を基に決定された、議論されたということになるのではないのでしょうか。副市長の答弁を求めます。

**○大山達也市民部長** まずは担当より御答弁申し上げます。

公共施設最適化推進委員会の資料につきましては、当該5階の部屋は、主に消費生活センターの相談や会議といった業務で使用していることから、消費生活センターについてのみ記しているものでございます。

資料の記載内容により、同委員会の議論など一定の結論に影響を及ぼすものではないと認識しております。

**○春藤尚久副市長** 担当から御答弁させていただきましたとおり、公共施設最適化推進委員会での議論などの結論、これについては影響がないものと考えております。

**○山根建人委員** あのですね、議事録の中ではね、この506号室のことも質問で出ておまして、506号室は消費生活センターとしてどのように使用しているのかという質問が出て、回答は市民部だと思うんですが、会議室、相談ブースとして使用していると。2階はバリアフリー対応となっていないとか、車椅

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

子で来られた方506号室で対応していると、こういうふうしか答えてないんですね。だから、パスポートセンターがあるというのは副市長も多分知らなかったんですね。そういう中で本当に決定されたことが、これ、正当なのかということもちょっと疑問に残るところであります。

本会議や分科会の質疑において、パスポートセンターの1日平均利用者数は67人、消費生活センターの1日平均利用者数は0.6人ということが明らかになりました。パスポートセンターにおいては、市民から、狭隘による不便さなどの声も特段寄せられていないことも明らかになっております。

吹一地区公民館さんくす分館跡諸室の賃借料は年間467万7,600円かかることも明らかになっており、そこまでの費用をかけて移転、拡充を行わなければならないのかも疑問が残るところであります。

公共施設最適化推進委員会の議論でも同様の指摘や議論が行われております。消費生活センターの設置場所について、運用によるコスト面での問題や、部署自らも市民総務室と日常的に連携が必要であり、市役所本庁舎の近くが望ましいというふうに認めていることから、予算提案上、適当でない処理があったことも踏まえて、両施設の移転拡充案を一旦取り下げて再検討をされてはいかがでしょうか。副市長の答弁を求めます。

○**大山達也市民部長** まずは市民部より御答弁申し上げます。

消費生活センターの移転後は、御指摘のように吹一地区公民館さんくす分館跡の部屋の賃借料等を市民部が支出することになりますが、一方で、現在賃借している506号室の解約により、年間183万1,200円のコストが減少いたします。

次に、消費生活センターの移転先の検討に当たっては、市民総務室との連携のため、現在のさんくす3番館も含めて、市役所本庁舎に近いことが望ましいと考えたもので、吹一地区公民館さんくす分館跡もその条件に合致するものです。

なお、最もふさわしいと考えられる市役所本庁舎につきましては、狭隘化していることが明らかでありますことから、移転候補地とならなかったもので

ございます。

パスポートセンターの拡充及び消費生活センターの移転につきましては、こうした検討を踏まえたものでありますことから、御提案のとおり御承認賜りたいと考えております。

○**山下栄治総務部長** 続いて、総務部より御答弁申し上げます。

本庁舎におきましては、これまで中核市移行に伴う職員数の増加や、一部窓口業務の委託化等への対応として、限られた庁舎面積の中で事務スペースを確保してきたところでございます。

このような中、狭隘となっている本庁舎の現状を考慮いたしますと、消費生活センターの設置スペースを確保することは難しいものと考えております。

○**春藤尚久副市長** 担当から答弁させていただきましたとおり、パスポートセンターの拡充及び消費生活センターの移転につきましては、市民サービスの観点等を踏まえ、業務の効率的かつ効果的な運営を総合的に検討した結果の御提案させていただいたものでございますので、提案どおり御承認賜りたいと考えております。

○**山根建人委員** 検討した資料も、一部記載されていなかったものもありますし、本当に本庁舎の中にそういったスペースがないのか、地下のコンビニ跡なんかもあるのじゃないかなと思うんですけども。ちょっと疑問というかね、納得できないなと思います。

続きまして、青少年クリエイティブセンターの施設再編についてお伺いをいたします。

青少年クリエイティブセンターにおいては11月の公共施設最適化推進委員会で、個別施設計画の見直しの中で、大規模修繕から建て替えへと対策内容が変更され、その後、12月の最適化推進委員会において、施設再編に伴う用地取得の議案について審議をされておりますが、非公開となっているため、具体的な審議内容は確認をできません。

予算常任委員会文教市民分科会の審議の中では、当初の大規模修繕予算は、令和4年時において約7億円と試算されていると答弁がありました。

一方、計画変更後の建て替え予算の試算はこれから行う施設再編の基本構想にて必要な施設の機能を

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

決定するため、試算は行っていないとの答弁でした。その考えには一定理解はするものの、青少年施設を新たに建築するに当たり、大規模な建設費用がかかることが想定をされます。

これらのことから、土地の取得費用や現在の機能を新たに建て直した場合の費用を試算して建て替えた場合と、大規模修繕した場合の予算を比較し、将来にわたり、どちらがいに効率的で効果的な予算の使い道なのか、これを検討するべきではないでしょうか。副市長の答弁を求めます。

○二宮清之地域教育部長 まずは担当から答弁申し上げます。

青少年クリエイティブセンターは、令和3年（2021年）3月策定の吹田市公共施設一般建築物個別施設計画において、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）の間に大規模修繕を、令和13年度（2031年度）から令和22年度（2040年度）の間に、建て替えまたは長寿命化改修を実施することとしております。

現行の施設が、子供、若者の新たな課題やニーズへの対応及び施設配置に課題を抱えていることから、施設再編を前提にしつつ、基本構想を策定する中で課題解決を図るほうが望ましいと考えたものでございます。

○春藤尚久副市長 青少年クリエイティブセンターの施設再編につきましては、施設の移転、集約建て替えにとどまらず、健都との相乗効果により、周辺地域も含め、岸部中地域を活性化できるものとして基本構想に着手しようとするものでございます。

○山根建人委員 それじゃ、現施設における耐震化とか改修工事を行っているのでしょうか。行っているのであれば、その時期、費用をお答えください。

○二宮清之地域教育部長 青少年クリエイティブセンターの耐震工事につきましては、体育館は平成16年度（2004年度）に改修工事と併せて実施しており、工事費用は全体で1億7,870万円でございます。

なお、青少年会館は平成10年度（1998年度）に実施した耐震診断の結果、耐震基準を満たしていたため、耐震工事は実施しておりません。

○山根建人委員 大規模な建築費用が伴って、今後の

予算規模にも大きく関わる変更にもかかわらず、計画変更に当たり、どのような検討が行われたのか、ほとんど見えてきておりません。市長や副市長がどのように関わり、議論が行われ、決定に至ったのか、市長の答弁を求めます。

○二宮清之地域教育部長 まずは担当から答弁申し上げます。

青少年クリエイティブセンターの移転、集約建て替えに係る検討については、令和6年度（2024年度）に関係部局間において岸部中地域に点在する公共施設や公有地の在り方に関し、まちづくりの視点等から庁内横断的に検討する岸部中地域のまちづくりに係る連絡調整会議で議論を開始し、当該地域の公共施設の老朽化の状況や、個別施設計画における建て替えや大規模修繕の時期、未利用地の有効活用必要性のほか、岸部中地域と健都の連続性を意識したまちづくりが必要であるとの認識を共有しました。

また、令和7年（2025年）9月2日には、市長及び両副市長が出席する企画会議において、子供、若者の新たな課題やニーズに対応すること、施設配置の課題を解決すること、及び健都との連続性を創出することを目的に、運動広場において、周辺用地を取得した上で移転、集約建て替えを実施する方向で検討を進めることを市として確認いたしました。

○後藤圭二市長 詳細な過程につきましてはただいま担当から御答弁をさせていただきます。

計画の決定におきましては、将来のまちづくりも見据えて、効果的かつ効率的な視点に立った議論を、担当部を中心に重ねてまいったものでございます。

○玉井美樹子委員 JR吹田駅南立体駐車場跡地への保育所誘致について伺います。

2025年3月を期限として、土地の利活用について庁内で照会があり、保育所誘致にと児童部が手を挙げたとのことで、くしくも吹三幼稚園と東保育園の統合について提案をされ、地域をはじめとする関係者から要望が出て、議会でも様々な意見があり、決議が全会一致で採択をされ、再検討するとなったと同じ時期だということが分科会の質疑でも確認がされました。

市の提供区域でいくと、この地域はA区域となり

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

ます。2025年3月の質疑の際も、A区域は足りているとのことでした。また、地域における適正な教育保育施設の整備状況を考慮しつつと言いつつ、誘致の計画をする、市の計画そのものが矛盾をしています。

誘致の予定の計画地は、面する商店街と隣接をする二つの商店街があり、合計三つの商店街があります。全てまちづくり協議会に所属はしていますが、それぞれの商店街から異なる要望書が出されていて、商店の方の中には、今回の話題で初めて知ったという方たちもおられます。市の計画で地元や関係者が二分されるような、これからの関係にも響くようなことはするべきではなく、決まってから丁寧に説明でなく、何度このようなやり方を繰り返すのか理解に苦しみます。

A区域には用途を増やせば対応できる公立施設もあり、児童部の所管する場所もあります。棚上げにしている吹田幼稚園の問題も併せて再考することを求めます。副市長の答弁を求めます。

○道場久明児童部長 本区域は令和6年度（2024年度）から待機児童が発生しており、保育の受皿が求められる地域に位置し、速やかに環境整備に取り組む必要がありますことから、駅前で利便性が高い当該跡地を活用して、保育所整備することを御提案しているものでございます。

吹田第三幼稚園の統合につきましては急激な園児数の減少等により、幼児教育の目的の一つである、集団での学び合いが困難になっている状況への対応という観点から提案したもので、再検討を求める決議を受けておりますことから、同区域における今後の園児数の推移等を踏まえ、頂いた要望書等も参考としつつ、引き続き適切に検討をしていく必要があると認識しております。

○春藤尚久副市長 待機児童の解消は喫緊の課題と認識しており、地域の方や関係者に対してはその必要性を御理解いただけるよう、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

また、吹田第三幼稚園に関しましては、議会で全会一致の決議を頂いておりますので、今後の保育ニーズを見極めながら、慎重かつ適切に判断し、対応

してまいります。

○玉井美樹子委員 公共施設最適化推進委員会について、2025年度の開催分から要約が公開をされるようになっていますが、その結果要約では提案されることが唐突な内容であっても提案どおり進めると決定をされていきます。そこに参加をされる方はこの議場にほとんどの方がおられますから、少なくとも議会での意見は聞いておられるかというふうに思いますし、提案どおりで本当にいいのかと思われているのではないかと感じております。

先ほど来から取り上げられているパスポートセンターの拡充と消費生活センターの移転、青少年クリエイティブセンターのことや吹田駅南立駐跡地への保育所誘致のこと、全てこの委員会で議題となっています。

立駐跡地への保育所誘致については、公共施設最適化推進委員会が2025年11月17日、僅か1時間の審議で方針が決められています。また、パスポートセンターの拡充及び消費生活センターの移転についても、同じ日のその後の1時間、この委員会は方針の決定機関ではないはずです。いつからそうなっているのでしょうか。両副市長の答弁を求めます。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） まずは公共施設整備担当より御答弁申し上げます。

公共施設最適化推進委員会につきましては、公共施設に関する事業について、政策の立案、執行を適切に行うために設置したものであり、各事業の実施に向けた方向性を確認する場として位置づけております。

庁内にて方向性が確認されましたら、実施計画や予算査定を経て、市として各事業の実施を決定することとしています。

○今峰みちの行政経営部長 続きまして、行政経営部からも御答弁申し上げます。

各事業の予算につきましては、通常、実施計画、予算の査定において承認可否を決定し、議会に御提案していくこととなります。その前提として、必要に応じて企画会議や政策会議、政策調整会議、あるいは福祉や環境など各分野の会議体において方向性を確認する場合がございます。

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

公共施設の整備や改修、用地の購入や売却等に関しましては、公共施設最適化推進委員会において協議、調整を行っております。

実施計画や予算の査定におきましては、それらの会議における議論の趣旨や確認された方向性を踏まえた上で承認の判断をいたしており、こうしたプロセスは妥当なものと考えております。

○辰谷義明副市長 公共施設最適化推進委員会に関しましては、方向性を確認する場であると認識しております。

また、市の方針決定につきましても、手順を踏んだ上で適切に適正に手続きを進めております。

○春藤尚久副市長 市の方針決定につきましてもは関係部での協議、検討などを積み上げた上で会議体にかけておきまして、担当の部長の答弁のとおり、適切な運営をさせていただいております。

引き続き、適正なプロセスに基づき施策を実施してまいりたいと考えております。

○玉井美樹子委員 その会議体で市の方向性や実施計画が変わるようなことが確認されているわけですが、そこに市長は参加をされていません。そこが一番の疑問です。市長はどのように思われていますか。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） まずは担当より御答弁申し上げます。

市の方針の決定に際しましては、先ほどの行政経営部からの答弁のとおり、必要に応じて市長出席の会議も開催し、適正に取組を進めております。

○後藤圭二市長 全ての吹田市の事務事業におきまして、その政策決定の最終責任が市長にあることは言うまでもありません。御質問の件など、個々の会議体においても、私はその検討過程及び決定に直接、間接に関与をしているものでございます。

○玉井美樹子委員 参加者に入っておられないから疑問ですと申し上げたんですけれども。

次の質問に行きます。福祉の人材確保策について。

新年度の予算は、福祉職場の人の確保について決算ベースでのほぼ予算となっていて、残念ながら不十分です。高齢、障がいともに、次期の計画に向けて実態をお聞きしと、先送りにしているなどと言わざるを得ない答弁が分科会でありました。そもそも理

解に苦しむ道路の建設や建て替えに予算がある一方で、いつ崩壊してもおかしくない日々の暮らしを支える現場への手だては後回しとなっているのは矛盾を感じています。

高齢や障がいの現場の人が確保されなければ成り立つことができない事業が、健康医療部のAYA世代への支援や子育て支援センターの家事支援事業など、ほかの部の市の事業を支えています。残念ながら、事業を行う健康医療部も児童部も課題としつつ、何の対策もないことから、これは分科会の審査の中で答弁をされておりました。高齢や障がいの事業所が所管する部を越えて市が行う事業を支えるわけですから、全庁的な課題として捉えるべきではないでしょうか。両副市長の答弁を求めます。

○岡松道哉健康医療部長 福祉の人材確保策について、まずは健康医療部から御答弁申し上げます。

AYA世代の終末期がん患者支援を開始するに当たり、高齢福祉室、障がい福祉室との事前協議や、事業所連絡会等実際にサービスを提供する事業所からの情報収集を実施してまいりました。今後、事業を開始していく中で、必要に応じて福祉部との課題共有や連携を進めてまいります。

○北澤直子理事（子育て支援センター担当） 続きまして、児童部からも御答弁申し上げます。

児童部におきましても、介護保険サービスや障がい福祉サービスを提供する事業所と契約し、家事、育児のサービスを提供しており、介護保険や障がい福祉サービスの支援への影響が出ない範囲で調整し、また、実際にサービスを提供する事業所の人員体制の情報収集を行っております。

今後も、これまで以上に福祉部等関係部局と課題等の情報共有を図り、連携して取り組んでまいりたいと存じます。

○春藤尚久副市長 ただいま担当部長から答弁させていただきましたとおり、共通した課題につきましては、今後も関係部会議を開催するなど、各所管が連携して取り組むように努めてまいります。

○玉井美樹子委員 この人材確保の問題は2017年の障がい者施策推進委員会でも、ハード整備の問題と併せて担い手の問題があるということも指摘をされて

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

います。これまでいろんな対策は試みられているものの、現場の人手不足は深刻化しています。このままではサービスを利用できないことで市の事業にも支障を来していきます。市が取組をしている魅力発信は、仕事の内容とそれに見合った賃金があり続けることができるというものにならないといけないというふうに思っています。全産業の平均の賃金よりも8万3,000円の差があると言われていています。昨年12月、厚労省が示したパッケージでも賃上げは1万円にとどまっています。そのことにより、補正予算も提案をされていますが、国の示すものと現場の思いに合わないものではないというふうに思います。

事業所は介護報酬で運営をされるため、報酬が引き上げられないと職員の賃上げはできません。若い人たちをはじめ、40歳頃まで奨学金の返済は続きますから、こうした補助を行う自治体もあります。実際に手取りを引き上げる効果があるというふうに言われています。

新しい事業所が市内にできれば、物品購入等で地域経済が活性化します。また、職員が吹田に住めば、生活でお金が地域にも循環をしていきますし、災害が発生した際に駆けつけることも可能になります。福祉の人の確保は福祉の施策だけでなく、地域経済の循環にもつながりますし、防災の視点からも重要な課題です。

具体化するためには福祉の担当だけでなく、労働や産業、地域経済の担当することなども含めて、全庁的な課題として検討することが必要ではないでしょうか。両副市長の答弁を求めます。

○梅森徳晃福祉部長 まずは福祉部からお答えいたします。

福祉人材の確保につきましては、福祉業界への参入促進や人材定着支援など、これまで様々な取組を進めているところでございます。今年度、高齢、障がいとともに、次期計画策定のための事業所調査におきまして、人材確保に係る施策のニーズ把握を進めております。

その結果や事業者との連絡会などで頂いた現場の声も踏まえ、有効な人材確保策の検討に引き続き努めてまいります。

○脇寺一郎都市魅力部長 次に、都市魅力部より御答弁申し上げます。

就労人口の増加は、地域経済の活性化に寄与するものと考えております。福祉人材に係る就労支援につきましては、まずは仕事の内容や魅力について理解を深めていただくことを主眼に、学生をはじめ、様々な世代に対して講座などを開催しております。

引き続き、関係部局と連携しながら、雇用人材創出に向けた就労支援に努めてまいります。

○辰谷義明副市長 地域を支える様々な分野において人材が確保されることは、雇用の確保や地域経済の循環につながる重要な要素であると考えております。

今後も、関係部局と連携をしながら、人材確保に向けた取組に努めてまいります。

○井上真佐美委員長 答弁中の理事者に申し上げます。

委員の発言時間がなくなりましたが、ただいまの答弁のみ続けることを認めますので、簡潔に答弁をお願いします。

○春藤尚久副市長 福祉人材の確保につきましては重要かつ喫緊の課題と考えており、今後も効果的な施策の検討に努めてまいります。

○井上真佐美委員長 総括質疑の途中でありますが、委員会を休憩いたします。

(午前11時54分 休憩)

(午後1時 再開)

○井上真佐美委員長 委員会を再開します。

引き続き、総括質疑を行います。

○澤田直己委員 総括質疑を始めます。子供の習い事費用助成事業についてお伺いします。

令和6年度決算を見ると、委託料が約4,500万円に対し、対象家庭の補助額は約4,150万円であり、支援額より事務委託費のほうが上回るという制度として極めていびつな構造となっており、交付率も44.3%にとどまっています。対象児童・生徒は約1,400人で予算規模は1億3,000万円強ですから、単純計算では全員に約10万円配れる規模であり、想定利用人数ベースなら一人20万円程度の支援が可能な予算規模といえます。

しかし、実際には利用率は低く、利用内容の約7割が塾代との答弁でした。であれば、学習支援教室

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

など既存施策との整理や役割分担も必要ではないでしょうか。

また、交流活動館ではそろばんや書き方教室などの無料講座が小学生向けに実施されていますが、こうした取組を岸部だけでなく各地域のコミセン等へ広げることも検討すべきと考えます。

さらに、多くの習い事は幼少期に始めるケースが多いとされており、様々な調査でも、習い事を始める時期は3歳から6歳が最も多くなっています。塾代支援ではなく習い事支援であれば、むしろ小学校低学年以下を重視した制度設計のほうが合理的ではないでしょうか。

そこで市長にお伺いします。支援額より事務委託費のほうが多いという現在の構造を、市長はどのように捉えていますか。また、本事業の対象年齢の見直しや質問で取り上げた他部署の制度を含めた再構築など、抜本的に見直すべきではないでしょうか。お答えください。

○道場久明児童部長 まずは担当から答弁申し上げます。

子供の習い事費用助成事業の業務委託の内容には、本事業を幅広い世代に御利用いただくため、インターネットによる専用サイトの管理運営など、対象世帯への丁寧な事業案内やクーポン利用支援を行うためのコールセンターの設置、参画事業者の開拓など多くの業務を含んでおり、保護者には一時的な費用負担が生じず、利用方法を分かりやすく周知するなど効果的な事業運営を行う上で必要な経費であると捉えております。

対象年齢については、将来につながる学び、経験の場として自分のやりたいことを見つけ出す年代である小学校高学年からの設定としております。

また、本事業は民間事業者の参画により、子供たちがそれぞれの希望に沿って、各地域でくまなく各種の分野、多様なレベル・方針の教室から選択して利用できるよう構築しており、これは公共施設の無料講座だけでは提供し切れない内容であると考えております。

なお、主に学習環境や生活習慣に課題のある中学生に対し、学習への動機づけから高校進学を支援す

る福祉部所管の子供の学習支援教室とは、その役割が異なるものでございます。

今後も引き続き利用状況などの分析を行い、より効果的な制度となるよう取り組んでまいります。

○後藤圭二市長 習い事費用助成制度については、経済的理由による学び、経験の不公平性を少しでも軽くするという思いで、引き続き御指摘の課題につきましても対応してまいりたいと存じます。

○藤木栄亮委員 学校徴収金貸付予算案について、両分科会での質疑を踏まえ、事実関係を中心に6点確認いたします。

まず、1点目。文教市民分科会で貸付先である管理団体は、令和5年度の一括徴収開始から3年間規約すら定めておらず、この3月ようやく会則をつくるとの答弁がありました。規約なき任意団体に700万円の公費を貸し付ける予算案ということで間違いありませんか。また、その会則の内容は議会に示されておりませんか、お答えください。

○井田一雄学校教育部長 貸付先である吹田市学校徴収金管理会の会則を、令和8年（2026年）3月6日付で制定いたしました。

なお、会則の内容は、議会にはお示ししておりません。

○藤木栄亮委員 また、機会があれば見せてください。

次の質問、700万円は令和8年、9年度の2年分の積算であり、年間350万円の見込みとのことでした。未納は少しずつ改善していると仄聞しておりますが、令和6年度末の未納額321万円から、なぜ貸付見込額が増加しているのでしょうか、お答えください。

○井田一雄学校教育部長 当初の事業スキームの構築段階において、学校徴収金の令和6年度（2024年度）末の321万円の未収額以外にも、令和5年度末の未収額や令和7年度末の未収見込額等の状況などから勘案し、令和8年度と令和9年度に発生する未収額の見込額を算出いたしました。

また、議会での御指摘を受け、その後、さらに児童手当の申出徴収の取組などを進めたことから、令和7年度途中の状況といたしましては、少しずつ未収額が改善しているものと考えております。

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

○藤木栄亮委員 3点目の質問。寄附金と捉えられるような（仮称）支援金という名称について、誤解を生む表現だったと認められました。また、公費が管理団体口座に入金された時点で、私費扱いになるとの説明がありました。公金を直接私費口座に投入し、私費化させることの法的根拠を改めてお示しく下さい。

○井田一雄学校教育部長 当該貸付金は、私費である学校徴収金により購入する教材等の代金の支払いに充てるため、契約に基づき貸付けを行うものでありますことから、公費である貸付金が支出手続により、学校徴収金の管理口座に振り込まれ、管理団体の借入金となった時点で、私費となるものでございます。

○藤木栄亮委員 4点目の1、文教市民分科会で債権管理について頑張るとしか言いようがない、財政総務分科会では回収100%とは言えないとの答弁がありました。現時点で回収の実効性が法的に担保されていないという認識でよろしいですか。債権者の吹田市長と、債務者の吹田市学校校長会会長との貸付契約を締結後、速やかに契約書を議会に提示すべきと考えますが、以上2点、副市長の見解をお聞かせください。

○井田一雄学校教育部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

学校徴収金の未収額の対応として、今後、生活保護や就学援助費からの充当や児童手当申出徴収の推進など、さらに取組を進めてまいります。現時点では100%の回収ができるとは言いきれないものと認識しております。

また、契約関係書類につきましては、議会からの資料要求がございましたら、速やかに御提示させていただく予定でございます。

○春藤尚久副市長 学校徴収金の未収額対応につきましては、公費による貸付けを行う以上、他の私債権と同様に、必要であれば、滞納整理手続も含め、着実な回収に努めるべきと考えております。

また、契約関係書類の議会への提示につきましては、教育委員会の答弁のとおり、誠実に対応すべきものと認識しております。

○藤木栄亮委員 それでは、債務者の吹田市学校校長

会の現会長は全額返済するとの見解を述べておられますか。その件についてヒアリングはされましたか。もし、したのであれば、何と述べておられますか。教育長にお聞きします。

○大江慶博教育長 吹田市学校徴収金管理会の現在の会長である吹田市学校校長会会長とは過日お話をさせていただきました。

貸付金の趣旨は理解した上で、未納者への声かけや児童手当の申出徴収の案内など、さらなる滞納整理を進め、学校としてやるべきことは引き続き全校で取り組み、教育委員会事務局と共同で未収金の回収に努めていくとのことでした。

○藤木栄亮委員 春藤副市長にちょっとお聞きしたいんですけども、これ、議論の中で、当然債権者は吹田市長で、債務者は吹田市学校校長会会長、学校校長会なんです。この目的は未収金の分の一時的な仮払い、貸付けということなんです。契約上は債務者は校長会の会長です。要は吹田市としたら校長会にお金を貸しているわけですよ。その先の未納者は債務者ではないわけですね。だから、校長会としたら、この未納者については契約上、責任転嫁できないということになるんです。全ての責任は学校校長会、今おっしゃったように学校にあるということでしょうか。

○春藤尚久副市長 今御指摘いただきました件については当然、貸付先が責任を果たすべきものでありますので、御指摘のとおりだと考えております。

○藤木栄亮委員 もちろん契約がそうなんです。教育長、これ、もう今、副市長も答弁されたけども、要は公金を貸し付けるんだから、各学校でどれだけこの公金、私費になるとはいえ、公務でやってることなんで、この貸付金がどこの学校で幾ら使われたかというのは全て出てくるわけですね。当然明らかになるわけですよ。

そのときに、各学校長がきちっと責任を持って債務者校長会の会長、校長会なんだから、各校長にしっかりとこの債務管理、未収金の解消については全力をもってゼロにするような取組をするように、教育委員会の校長指導会でも指導のほう、よろしくお願いしたいと思います。

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

次の質問に移ります。文教市民分科会で、共同学校事務室は未収金の回収業務はやらないが、徴収業務には関わるとの答弁をされました。なぜ学校管理運営規則に徴収金事務を組み込んだのでしょうか。一括徴収している全国自治体の中で、共同学校事務室が徴収業務を実施している自治体はありますか、お答えください。

○植田 聡教育監 学校徴収金の業務につきましては、吹田市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第18条に基づく別表に、事務職員の標準的職務内容として定めていることから、共同学校事務室におきましても、共同処理をする事務として同規則に定められました。

一括徴収をしている自治体で共同学校事務室が徴収業務を実施している自治体について、把握はしておりませんが、一部の近隣市では、共同学校事務室において、学校徴収金事務の共同処理を行っております。

○藤木栄亮委員 私の調査した資料では、これ、令和7年11月、全国公立小中学校事務職員研究会の大規模調査の結果です。この調査というのは回答していない自治体もあるんですけども、この調査自体の回答は学校共同事務室で徴収業務を行っている学校自治体はゼロだったということを申し添えておきます。吹田市はレアだということでございます。

次、6点目、行政経営部に伺います。

財政総務分科会で貸付先の返済能力の書類確認も、口座名義の確認もしていないと答弁されました。これが行政経営部として適正な予算審査手続ということで間違いありませんか。

○今峰みちの行政経営部長 当該貸付に係る貸付先や口座名義等の詳細につきましては、学校教育部において適切に確認、判断されているとの認識でございます。

実施計画や予算の査定に当たりましては、概要等を確認の上で、学校徴収金に係る運用の改善のための暫定的な取組として、その必要性や妥当性、緊急性等を踏まえ、承認すべきと判断したものでございます。

○藤木栄亮委員 最後に意見を申し上げます。委員会

質疑を通じて明らかになったのは、この予算案の土台が砂上の楼閣だったということです。貸付先の任意団体は3年間規約すらなく、3月に慌てて会則をつくった。債権管理は頑張るとしか言いようがない。行政経営部長は100%は厳しいと、焦げつきを予見しながら予算提起を承認しました。返済能力の書類確認も口座名義の確認もしておりません。支援金の名称は、誤解を生む表現だったと認めました。未収金回収の業務範囲も曖昧。そもそも700万円予算の未収が生じれば、市への返済は誰が義務者なのかも確認できておりませんでした。満期に700万円を耳をそろえて全額返済するという法的拘束力のある念書もありません。

こうした制度設計の下で、700万円の公費を投じることを私たちが議会として承認しなければならないということでございます。

仮に、この予算案がこのまま通り、700万円が焦げつけば、住民監査請求から住民訴訟に発展するリスクがあります。実行前なら差し止め請求、実行後なら決裁した職員個人の損害賠償責任が問われるというものです。

こういったリスクを持った予算をつける、議会を通れば予算がつくわけでございますので、先ほど教育長にも申し上げましたが、必ず焦げつきがないように、満額、期日には700万円返せるように、最大限というか、これはもう必須の努力として、校長にハッパをかけていただきたいということを申し上げて質問を終わります。

○中西勇太委員 吹田党・参政党議員団の中西勇太です。よろしくお願いたします。

私からはJR吹田駅南立体駐車場跡地の活用について伺います。

健康福祉分科会では、待機児童解消の必要性の確認に加えて、保育ニーズの解消と商店街のにぎわい創出を通じた魅力ある商店街づくりへの期待が示された一方、商店街への影響、駐車場機能の喪失、交通安全については十分な検証と対策が必要であり、関係者と十分に協議し、できる限り理解を得ること、また、当該地だけでなく、他候補地の活用も含めて保育ニーズ解消を検討すべきとの議論であったと理

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

解しております。

児童部の皆様とだけでなく、商店街や道路に関する理事者の皆様にも答弁をお願いしたいと思います。

そこで、今回の跡地活用は保育ニーズへの対応を主目的に進めるとしても、事業者の公募選定に入るまでに、商店街への影響、駐車場機能喪失の影響、歩道の安全確保や自転車、自動車を含む交通安全について、市として実態調査と検証を進め、関係者と十分に協議し、できる限り理解を得ながら進める方針でよいのか伺います。

○**脇寺一郎都市魅力部長** まずは都市魅力部より御答弁申し上げます。

商店街への影響につきましては、保育所設置に伴い、来街者の増加が見込まれますことから、商業面への波及効果を期待できるものと考えております。

また、駐車場機能の喪失による影響につきましては、現在、当該地で駐車場を運営しているまちづくり協議会に対し調査を依頼してきたところですが、現時点では具体的な報告は頂いておりません。

しかしながら、本市が把握しております周辺駐車場の状況を踏まえますと、充足が図られているものと考えております。

なお、保育施設の必要性などにつきましては、関係部局と連携し、地域の説明に努めてまいります。

○**真壁賢治土木部長** 土木部からも御答弁申し上げます。

土木部において、これまで保育施設建設に際し、特別な調査等を行ったことはございません。保育施設への送迎に係る安全確保につきましては、施設整備に至るまでの経過の中で、要件などで対応いただけると認識しております。

また、商店街周辺の交通の安全確保につきましては、これまで状況に応じた対応を行っており、引き続き、状況把握に努め、地元からの御意見も参考にしつつ、対応策の検討を進めてまいります。

○**中西勇太委員** 改めて、JR以南エリアの保育ニーズについて伺います。

現在、このエリアの利用者はどの園に通っており、区域外、他地域まで通っている方がどれほどいるの

か、どのように把握しておられるでしょうか。また、本件施設が整備される場合と整備されない場合とで、今後のニーズの見込みや、また、待機の発生可能性など、どう変わると見込んでいるのか推計があればお示しください。

○**道場久明児童部長** JR以南エリアを含むA区域における保育所等の利用児童数のうち、市外施設及びその他区域へ通園している児童数は、令和8年（2026年）3月1日時点で214名でございます。

また、当該保育所整備による保育提供量が確保できない場合は、さらなる3歳児未満の受入れ枠に不足が生じ、人口動態や保育需要の動向、保育人材の確保状況によっては、3歳児以上につきましても不足が生じる可能性があり、当該区域の待機児童がさらに増加するものと見込んでおります。

○**中西勇太委員** 改めて、喫緊の課題だということを理解しております。

本件の論点は賛否の要望書の件数や人数だけでなく、商店街が歩行者でにぎわい、お金が回り、子供から高齢者まで安心して歩ける空間をどう実現するかにもあると思います。

そこで伺います。商店街活性化の観点で保育所誘致がプラスになるのであれば、その効果を何によって評価するのでしょうか。市の見解をお聞かせください。

また、そういった指標を設定し、開設前からの現状から開設後で追う考えはありますでしょうか。

○**道場久明児童部長** まずは児童部から答弁申し上げます。

当該跡地における保育所整備につきましては保育を必要とする児童に対して適切な保育サービスの提供が可能となり、また、保護者の就労を支援することができ、ひいては将来にわたって子育て世帯の流入が見込まれますことから、日常的に人流が増えることで、商店街を含む当該地域の児童福祉の環境を充実することにより、地域及び商店街の活性化に寄与することが期待できるものと認識しております。

○**脇寺一郎都市魅力部長** 次に、都市魅力部より御答弁申し上げます。

商業面での波及効果が期待できる一方で、売上げ

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

や購買行動などは様々な要因が影響することから、一律の指標で捉えることは難しいものと考えております。

なお、本市では各商店街の空き店舗の状況につきまして、毎年調査を行っており、引き続き、状況の把握に努めてまいります。

○中西勇太委員 思いだけではなくて、評価して改善を目指していく前提でよろしいでしょうか。

また、そもそも現在の当該地はどのような契約で地域で活用されており、駐車場で生まれている利益はどのように活用されているのか、地権者である本市には正確に報告が行われていますでしょうか。

○脇寺一郎都市魅力部長 商店街活性化の評価や改善につきましては、商店街や各店舗が主体となって取り組んでいくものと考えております。

当該地の契約につきましては、駐車場及びコミュニティスペースの設置などを目的として、暫定的な利用として有償でお貸ししております。

なお、駐車場運営による収益につきましては、コミュニティ施設や駐車場の運営及び同協議会の活動経費などに充てているとの報告を受けております。

○中西勇太委員 駐車場の必要性は感覚だけでなく実態で確認したいと思っております。現在の駐車場利用は、その目的や台数、時間帯などは報告が行われ、市は把握しているでしょうか。駐車場がなくなる場合の代替駐車場の場所などについて実際に足りると言える根拠があるのか。また、逆に、今の場所に駐車場機能が残る場合に、商店街中心部で車の出入りが続くことが、歩行者優先の空間づくりを阻害しないと言える根拠はあるでしょうか。

○脇寺一郎都市魅力部長 駐車場の利用実態につきましては、協議会に実態調査をお願いしておりますが、現時点で利用台数のみの報告となっております。

代替駐車場につきましては、周辺の複数の時間貸し駐車場により一定確保されております。

また、歩行者優先の空間づくりは、地域の状況も踏まえ、当該地の利活用の検討の中で整理されていくものと考えております。

○中西勇太委員 保育所ができること、送迎や自転車動線をうまく運用できるかが重要だと考えます。送迎

に伴う路上停車や車の流入を抑えるために、送迎ルールとして車送迎の抑制を選定要件に入れる考えはありますでしょうか。既存の商店街利用者用の自転車置場が本来目的外に使われ、歩道への放置や歩道走行が、歩行者の安心を損ねているという課題が既に存在しています。歩行者優先の観点から駐輪自転車動線の整備を、商店街や警察等と進める考えはありますでしょうか。

市としても部局横断での対応が求められると考えますが、児童部や都市魅力部などで協力し進める体制を取れますでしょうか。担当副市長にも御答弁を求めます。

○道場久明児童部長 まずは児童部から答弁申し上げます。

当該跡地における園児や保護者の送迎につきましては、地域の交通環境への懸念に対し、十分な対策がなされるよう、自動車による送迎は障がいのある児童や保護者を除き、原則禁止することとして募集要項及び仕様書に規定する予定でございます。

また、当該跡地に接する歩道の通行に対する対策につきましては地域や商店街関係者の方などと協議し、関係部局等々と連携しながら必要な安全確保策を講じるよう努めてまいりたいと考えております。

○脇寺一郎都市魅力部長 次に、都市魅力部から御答弁申し上げます。

保育施設の整備により、送迎に伴う自転車利用者の増加なども想定されますことから、安全な通行環境に影響が生じないよう配慮することが重要であると考えております。そのため、駐輪場や自転車動線の整備など、商店街を安心・安全に御利用いただけるよう、商店街や警察などとも情報共有を図りながら、関係部局と連携し、対応に努めてまいります。

○辰谷義明副市長 担当から申しあげましたとおり、商店街の安全な通行環境の確保は重要であり、こうした取組は商業の活性化にもつながるものと認識しております。

今後も関係部局と連携し、商業の活性化に努めてまいります。

○春藤尚久副市長 担当から答弁させていただきましたとおり、安全に十分に配慮した適切な対策を講じ

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

るよう努めてまいります。

○中西勇太委員 時間の関係で市長にぜひ伺えたらと思うんですが、大切な地域の活性化、商店街づくりにつなげるためにですね、確認してきた保育のニーズの根拠とか、駐車場の問題などを関係者の皆様に十分に説明して、議会にも報告していただくという方向性で進めていただけるかを確認させていただきたいと思います。

○道場久明児童部長 まずは児童部から答弁いたします。

今回提案しております予算案については、待機児童の解消を含み、行政として適切な保育・子育て環境の整備を図る責務を有する立場であること、当該跡地を選定した理由、また、保育所を整備することによる効果などを、地域や商店街関係者の方に対して説明するとともに、御意見を伺いながら丁寧に進めてまいります。

○井上真佐美委員長 答弁中の理事者に申し上げます。

委員の発言時間がなくなりましたが、ただいまの答弁のみ続けることを認めますので、簡潔に答弁をお願いします。

○脇寺一郎都市魅力部長 続きまして、都市魅力部より御答弁申し上げます。

保育施設の整備により、子育て世帯の来街が見込まれ、周辺商店街にとっても新たな来街機会につながる可能性や、また、時間貸し駐車場についても周辺に一定の充足が図られているものと考えております。

今後とも関係部局と連携し、地域の説明に努めてまいります。

○五十川有香委員 総括質疑を始めます。

各年度事業費がほぼ毎年塗り替わり、継続性がない実施計画や、計画と呼称するには具現性も財源の裏づけもない、吹田市公共施設個別施設計画が本市の計画として存在していること、中学校給食のための給食センター整備のはずだったのに、食育研究施設整備だと公言され、特段の説明もなく、その費用約263億円全てが市単費、市民負担にするとか、実施計画にすらもなかった唐突感あふれる事業が近年頻発していることなどから、本市の財政計画が不存

在であると言わざるを得ないと考えますが、見解を求めます。

○今峰みちの行政経営部長 財政運営も含め、計画的な行政の推進といたしましては、中期的見通しを立てつつ状況変化に対応するため、総合計画や各種の個別計画において、目指す姿や方向性を示すとともに、5年間の実施計画をローリング方式により、毎年度更新をしているところでございます。

○五十川有香委員 債務負担行為の当該年度以降の支出予定額が約1,235億円であることや、当該年度中の起債見込額約123億円などを考えれば、本来であれば、緊縮財政計画が必要な段階に来ていると考えます。是正を求めます。

次、行きます。

こちら本会議や分科会で触れていましたが、近年、突然、唐突に、公共施設最適化推進委員会で方向性を確認したと、さも正当な手続をしたかのような言い分を繰り返して、吹田市庁内においても非民主的と言わざるを得ない事業推進が頻発していますが、各個別計画や方針に載っていないことの実施等について、計画や方針の変更も含めて、今の形では事業を民主的に進めているとは言えません。計画行政から逸脱したものだと言わざるを得ませんが、このままでいいかも含めて、この議場で答弁する立場としては最後になられる伊藤理事の御見解を求めます。

○伊藤 登理事（公共施設整備担当） 吹田市公共施設一般建築物個別施設計画の改定素案にもお示ししていますように、今後、費用の増大が想定されています。

今後、各施設の事業を進める際には、費用の縮減を含め、公共施設最適化の視点をしっかりと見据え、より一層、庁内での議論を重ねるとともに、持続可能なまちづくりの実現に向けた取組となりますよう進めてまいります。

○五十川有香委員 技術職である資産経営室の皆さんには、必要とあらばストッパーの役割もお務めくださるようお願いしておきます。

次、行きます。

パスポートセンターの拡充及び消費生活センター

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

の移転拡充については、経常経費が毎年355万5,000円も増えることが見込まれており、現地の状況や分科会での御答弁等からも、現状でも苦情なく十分機能しており、今すぐに費用負担を増やしてまで移転や拡充をしなければならないという理由が全く見当たりません。見解を求めます。

なお、事業費の計上に誤りがあるという事実が発覚し、修正されましたが、自治法上不適切であったことは明らかであるということを実事実上認められました。市民にもおわびをすべきと申し上げておきます。

**○大山達也市民部長** パスポートセンターにつきましては、特に夏の猛暑日や冬の寒さが厳しい時期の来所に対応できる十分な待合スペースがないことは課題であると認識しており、狭隘を解消したいと考えております。

また、消費生活センターの照明のLED化や吹一地区公民館さんくす分館が廃止となるこのタイミングが、工事を進めるのに最適であると判断したものです。

**○五十川有香委員** 御答弁の照明のLED化や分館が空くことのついでには、大きなことを考えておられますが、地方自治法上からも、最小の経費で最大の効果が基本です。一旦、拡充、移転は撤回すべきと申し上げます。

次、行きます。JR吹田駅南立体駐車場跡地の保育所誘致について。

質疑を通してA区域内の待機児童対策の必要性については十分認識をいたしますが、待機児童対策は今に始まったことでなく、2年も前から分かっていたことであり、吹田第三幼稚園の認定こども園化等の活用の可能性等もまだ検討中とのことでした。

また、この間、まちづくり協議会会長、旭通商店街理事長をはじめ、周辺商店街や個人商店、地域住民等の方々から様々なお声がたくさん市議会へ届いています。

分科会でのお答えからは、市の当該用地での保育所誘致の理由の一つとされている地域経済活性化に寄与するとは言い難く、数々の懸念点は払拭されていない状況です。この地での保育所誘致については、

決して拙速に進めることなく、待機児童対策のための用地確保とともに、当該用地利活用のさらなる可能性について、地域住民及び関係者の方々との十分な対話、議論を行うことは、この地域全体の未来を考えると、とても重要ではないでしょうか。市の見解を求めます。

**○脇寺一郎都市魅力部長** まずは都市魅力部より御答弁申し上げます。

JR吹田駅南立体駐車場跡地の利活用に当たり、周辺地域の御意見を伺いながら、商業の活性化に寄与できるよう丁寧に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、当該地につきましては、約8年前にNPO法人JR吹田駅周辺まちづくり協議会へ暫定的に貸付けを行い、あわせて、利活用の検討などを求めてまいりましたが、現時点において具体的な活用案などはお示しいたできておりません。

**○道場久明児童部長** 次に、児童部から答弁申し上げます。当該跡地での保育所整備につきましては、通園する児童や保護者、保育事業者にとりましても利便性が高く、市として今後も持続的に保育ニーズに対応できることから、最適であると判断に至ったものでございます。

今後におきましても、商店街をはじめとする地域関係者から様々な御意見があることは承知しておりますことから、引き続き、対話と議論を重ね、御理解をいただけるよう努めてまいります。

**○五十川有香委員** 聞き及ぶところによりますと、今御答弁されたようなその意味や意図は伝わっていなかったことが確認できました。再度、改めて一から丁寧に、皆様の本音や御意見をお伺いすべきです。

次、行きます。

青少年クリエイティブセンターの再編整備については、十分な検討がなされているとは言えず、担当者間でオーソライズもされていない拙速感が否めないものであり、国の補助金活用も含めて未成熟過ぎる状態での提案であると言わざるを得ません。

一旦立ち止まって、全庁を挙げて、熟議した上で提案が必要ではないでしょうか。

**○二宮清之地域教育部長** 青少年クリエイティブセン

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

ターの施設再編につきましては、岸部中地域のまちづくりに係る連絡調整会議での検討を踏まえて、令和8年度（2026年度）に施設整備の方向性を整理する基本構想の策定に着手しようとするものでございます。

今後、基本構想の策定の結果を踏まえ、施設再編が決定いたしましたら、特定財源としての国の都市構造再編集中支援事業の活用につきましても、関係部局と、より詳細に連携を図りながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○五十川有香委員 実施をされるからには、先ほどおっしゃいました国の交付金事業の決定範囲内の地域の皆様に、十分な周知と意見聴取などを行い、熟議するべきであると申し上げておきます。

以上で総括質疑を終わります。

○久保直子委員 参政党の久保直子です。総括質疑をいたします。

吹田市公園及び道路樹木等管理包括的民間委託業務、千里南公園エリアについて、これまで個別に事業者と契約していた発注業務を包括委託し、効率的に維持管理をするというものです。確かに積算金額は削減でき効率的ですが、委託されなかった地域の業者さんは仕事が減少してしまい、地域経済の衰退につながらないかを私は懸念しております。市民の皆様の声をより拾い上げられるよう、看板設置を要望したところですが、三方よしの政策となるよう、地域の業者さんの声を聞き、守るための仕組みについて、市長の御見解を求めます。

○真壁賢治土木部長 まずは担当から御答弁申し上げます。

これまでアンケートや意見交換会において、事業者側の意向を丁寧に聞き、検討を進めてまいりました。今回は千里南公園エリアのみで実施するもので、また、本事業の参加に当たっては、複数事業者でのチームを検討しており、事業者の参入機会や受注バランスも考慮しております。試行的に実施することで、事業の効果に加え、参入状況などについても検証を進め、今後の方向性の参考にしていきたいと考えております。

○後藤圭二市長 事業の民間委託に関しては、御質問

のとおり、効率と効果のバランスを取ることが肝要であり、過度な予算削減を単純に執行すべきではないと私も考えております。

その上で、公平性、透明性などを守りつつ、最適な方法で事業を進めてまいりたいと存じます。

○久保直子委員 次に、ごみ減量再資源化促進事業における持続可能な航空燃料SAFの啓発及び廃食用油回収促進業務について。

航空燃料SAFを投入しなければ離発着できない仕組みがグローバル化の流れの中で新たにつくられ、国は既に大手企業に補助金を使ってSAFの工場を建設していますが、生産コストの高いSAFを普及すると同時に、航空運賃が上がり、市民生活に負担がかかります。つまり再エネ賦課金と同じ仕組みです。啓発と同時に負の面も同時に情報発信し、行政における説明責任を同時に果たしていくための市長の御見解を求めます。

○道澤宏行環境部長 まずは担当より御答弁申し上げます。

国際的に脱炭素が求められる中、SAFの国内製造が始まったばかりであり、種々、課題はございます。そのため、国において官民一体となって取組を進めるための会議体が設立され、課題や解決策、新たな制度設計など議論が行われております。本市としましては、持続可能な社会の実現に向け、市民の理解、協力を求めるため、まずはこうした内容を市民に広く情報発信することが当面の役割であると考えております。

○後藤圭二市長 ただいま経済的なマイナス面についての御質問をいただきました。

本市は可能な限り化石燃料の使用を削減するという考えの下で市政を進めております。このようにSAFのように、新しい技術、取組が出た場合、そのマーケットが広がって市場で認められる初期段階に至るまでは、一定の国民負担は避けられない、それが環境政策であると考えております。

○久保直子委員 最後に、水道料金改定について。

吹田市は人口が増加している一方で給水収益が減少、また、管路の老朽化、経費の高騰、施設の更新等により、近い将来水道料金の値上げは確実である

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

とのことですが、インフラ整備を自治体だけの責任で進めることは、同時に市民に負担を強いることとなります。貧困化が進む中、市民の負担軽減策について市長の御見解を求めます。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 まず担当から御答弁申し上げます。

本市の水道料金は使用水量が多くなるほど1立方メートル当たりの単価が高くなる逓増料金制を採用しており、生活者に配慮した料金設定としております。また、国への要望活動を行うとともに、その動向を注視し、さらなる国庫補助金の活用。

○井上真佐美委員長 答弁中の理事者に申し上げます。

委員の発言時間がなくなりましたが、ただいまの答弁のみ続けることを認めますので、簡潔に答弁をお願いします。

○原田有紀水道事業管理者職務代理者水道部長 さらなる国庫補助金の活用など、水道料金収入以外の財源確保に努めてまいります。

○井上真佐美委員長 以上で、議案第19号から議案第29号まで及び議案第31号から議案第38号までに対する総括質疑は終了します。

○井上真佐美委員長 暫時休憩します。

(午後1時44分 休憩)

(午後2時50分 再開)

○井上真佐美委員長 委員会を再開します。

これより、議案第31号 令和7年度吹田市一般会計補正予算(第9号)から議案第38号 令和7年度吹田市下水道事業会計補正予算(第2号)までを一括議題とし、討論を行います。

意見を受けることにします。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第31号から議案第38号までを一括して採決します。

議案第31号から議案第38号までを原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第31号から議案第38号までは、原案

のとおり承認されました。

○井上真佐美委員長 次に、議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算を議題とします。

本件につきましては、クラウド上などに掲載してありますとおり、梶川委員及び五十川委員から、令和8年度吹田市一般会計予算の組替えを求める動議がそれぞれ提出されております。

まず、梶川委員からの動議について説明を求めます。

○梶川文代委員 議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算の組替えを求める動議について説明いたします。

パスポートセンターの拡充及び消費生活センターの移転については、パスポートセンターの待合スペースの狭隘を解消するためとしているが、市民からの苦情や要望もなく、現状でも十分機能している。また、同ビル5階にあるパスポートセンターの事務スペースはほとんど活用されておらず、レイアウト変更により狭隘は十分解消できると考える。

このように、今すぐに拡充及び移転しなければならない理由が見当たらないことに加え、拡充等により、毎年度、経常経費が約355万5,000円も増えることが見込まれることから、パスポートセンターの拡充及び消費生活センターの移転に関する予算について組替えを求める動議を提出するものです。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、本動議に御賛同いただきますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

○井上真佐美委員長 説明が終わりました。

ただいまの動議に対し、質問を受けることにします。

(発言なし)

なければ、以上で質疑は終了します。

続いて、五十川委員からの動議について説明を求めます。

○五十川有香委員 議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算の組替えを求める動議について御説明いたします。

J R吹田駅南立体駐車場跡地を活用した保育所誘

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

致については、当該区域への待機児童対策の必要性は理解をするが、同跡地を活用することの必要性や地域活性化策や保育所整備に係る対応等について、地域の理解を得られるように進める必要があり、拙速に進めることなく、地域住民等との十分な対話や議論は不可欠であると考えます。

よって、JR吹田駅南立体駐車場跡地を活用した保育所用地に関する予算について、組替えを求める動議を提出するものです。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、本動議に御賛同いただきますよう、何とぞどうぞよろしくお願いたします。

○井上真佐美委員長 説明が終わりました。

ただいまの動議に対し、質問を受けることにします。

(発言なし)

なければ、以上で質疑は終了します。

それでは、討論に入ります。

議案第19号及び動議2件について、一括して討論を行います。

意見を受けることにします。

○玉井美樹子委員 議案第19号 2026年度一般会計について意見を述べます。

予算全体については、本会議で述べることで、主な反対する理由のみ述べたいと思います。

物価高騰対策については、2025年度補正予算で提案をされたプレミアム付デジタル商品券や子育て世帯への応援金支給事業は、2026年度に実質的な効果を生むものがほとんどで、2026年度の予算と一体のものです。生活に困窮する市民が最も物価高騰の影響を受けていて、国の交付金がなくとも、公平性の観点から、新年度予算にて実施すべきです。

市長は税制改正を含む国の動向を注視していくとして計上しなかったことについては、理解することができません。

市民課の業務委託について。

本会議や委員会の質疑を通して、市が委託の理由の一つとしていた待ち時間の短縮はほとんど効果がないことが明らかになりました。特に、市民が一番利用する証明書発行業務の総待ち時間が増えていて、

委託後も市民から待ち時間が長いという意見が寄せられています。

委託事業者による待ち時間の調査数も精密さを欠いており、市民サービスの向上につながっているかが分かりませんでした。処理能力についても徐々に向上しているとのことではありますが、派遣ゆえの人の入れ替わりによる業務の習熟の継続が担保できない懸念は払拭することができません。

処理能力の向上や業務習熟の継続が担保でき、市民サービスの向上と職員が安心して働ける職場環境を確立するため、直営に戻し、市が責任を持って業務に当たるべきです。

パスポートセンターの拡充及び消費生活センターの移転についてと、青少年クリエイティブセンターの施設再編については、先ほどの質疑でも、改めて様々な問題点が明らかとなりましたので、本会議最終日の討論で詳細を述べたいと思います。

福祉の人材確保について。

暮らしや福祉を支える現場の人の確保については、現場からは具体策を望む声が出ているにもかかわらず、魅力を伝える、次期計画に向けて意見を聞くと、従来の姿勢のままで、資格取得などの補助については減額をしています。

福祉の現場の人の不足は、市の行う福祉以外のところの事業にも支障を来します。福祉部のみならず、全庁的な課題として捉えられていないのが残念です。

JR吹田駅前立体駐車場跡地への保育所誘致について。

決まった後に丁寧に説明すると言われるが、関係者や地域から懸念する声や話を求める声に耳を傾けず、強引に進める姿勢は改めるべきです。

東西道路の拡幅整備について。

2025年度当初予算において2億1,878万5,000円の用地取得に係る費用が計上されました。しかし、1年が経過したにもかかわらず、当該道路に係る用地取得はされず、不動産鑑定を除く大半の経費について、2026年度に繰越しがされました。にもかかわらず、2026年度の予算には、設計委託費3,588万7,000円が計上されています。総額で約4億7,000万円の多額の費用がかかる事業にも、2事業であるに

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

もかわらず、スケジュールありきで見直しも示せない本事業は一旦立ち止まるべきです。

以上が予算についての主な反対意見です。

よって、提案をされた組替え動議には賛成をし、予算には反対します。

○澤田直己委員 議案第19号 令和8年度一般会計予算中JR吹田駅南側立体駐車場跡地における保育所整備計画について意見を申し述べます。

先ほどの総括質疑で、代替駐車場は充足しているといった答弁があったかと思えます。分科会でも12か所、500台あるとの答弁ありましたが、実態としてはイオンの駐車場が300台以上を占めております。また、当該地からの各駐車場までの徒歩時間を考えると、実際に代替として機能する駐車舞台数は限られていますので、充足しているという答弁は誤解を与えるので、その辺は慎重に答弁していただきたいと思えます。

また、地域活性に寄与するというような答弁も先ほどあったかと思えますが、年間平均約6万9,000台がその駐車場を何らかの目的で利用しているということは数字で表れております。

一方、保育所の利用者は最大80人で、世帯で言ったら大体60世帯ぐらいかなというところですので、地域への経済効果という観点から見ても、プラスよりマイナスの影響のほうが大きいと考えられますので、地域活性に寄与するという答弁も、実地調査したわけではないのに、そういった答弁をすることは誤解を与えますので、慎重な発言を求めます。

あと、年間駐車舞台数の報告が商店街からあったけども、利用調査等の報告は商店街から受けていないといった答弁も先ほどされておりましたが、これは私であったり、ほかの同僚議員からも実態ニーズ調査、アンケートの実施等、市に対しては、この10年以上何回も求めてきました。市有地である以上、これ商店街がやっていないから、商店街だけの責任にするような答弁は責任転嫁とも取れるので、そこは指摘をさせていただきます。

続いてこのような状況で地元事情を十分に踏まえない答弁は地域の実態を知らない方々に誤解を与えかねず、違和感を覚えるものであります。

実際には駐車場の機能が失われることによる商業への影響や、交通安全への懸念などについて、商店街や地域住民の間では日に日に反対の声が増幅しており、十分な理解形成が図られているとは言い難い状況にあります。

今後の商店街施策や駅前再整備、地域活性化を進めていく上でも、地域や商店街との信頼関係は極めて重要であり、この点を軽視すべきではありません。保育所整備自体は実現したとしても、地域や商店街との間に将来にわたる禍根を残す可能性があります。

また、今回、これまで必ずしも政治的な主張を前面に出してこなかった若手、中堅の商業者が、危機感を持って声を上げていることも重く受け止める必要があります。今後の地域や商店街、駅前再々整備の中核を担う次の世代の声を無視することは、今後のまちづくり施策全体にも大きな影響を及ぼしかねません。地域破れて保育所ありとなってしまっただけでは本末転倒であります。

ただし、待機児童対策の必要性については十分理解をしております。駅前周辺には小規模保育に適したテナントが多数存在しており、市の答弁どおり、ゼロ歳から2歳児の受皿が不足しているのであれば、さんくすびルの空き区画や、今後、利用可能となる複数の公共用地、来年度閉園予定の幼稚園の跡地活用なども視野に入れ、多角的に整備を進めていくべきと考えます。

よって、市におかれましては、予定どおりに保育所整備計画を進めるのであれば、少なくとも要望書や意見書を提出している地域や商業関係者と意見交換会や説明会の場を設けるなど、できる限りの理解を得るため、最大限の努力をされるようを求めて賛成の意見とさせていただきます。

○井上真佐美委員長 ほかに発言はありますか。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第19号及び動議2件を採決します。まず、梶川委員からの動議について採決します。動議を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立者少数であります。

校正前原稿のため、正式な委員会記録ではありません。

よって、梶川委員からの動議は承認しないことに決定しました。

次に、五十川委員からの動議について採決します。動議を承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立者少数であります。

よって、五十川委員からの動議は承認しないことに決定しました。

次に、議案第19号を採決します。

議案第19号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立者多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり承認されました。

認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第29号までは、原案のとおり承認されました。

○井上真佐美委員長 (退任挨拶)

以上で、予算常任委員会を閉会します。

(午後3時9分 閉会)

○井上真佐美委員長 次に、議案第20号 令和8年度吹田市国民健康保険特別会計予算を議題とし、討論を行います。

意見を受けることにします。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第20号を採決します。

議案第20号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立者多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり承認されました。

○井上真佐美委員長 次に、議案第21号 令和8年度吹田市部落有財産特別会計予算から議案第29号 令和8年度吹田市下水道事業会計予算までを一括議題とし、討論を行います。

意見を受けることにします。

(発言なし)

なければ、以上で討論を終了します。

これより議案第21号から議案第29号までを一括して採決します。

議案第21号から議案第29号までを原案のとおり承